

令和 3 年度

秋田県いじめ問題対策審議会議事録

秋田県教育委員会

令和３年度秋田県いじめ問題対策審議会議事録（要旨）

- 1 期 日 令和４年２月１４日 月曜日
- 2 場 所 秋田県庁第二庁舎４階 災害医療対策室
- 3 開 会 午後１時３０分
- 4 閉 会 午後３時００分
- 5 出席委員 嵯 峨 宏
三 島 和 夫
柴 田 健
佐々木 晃 久

- 6 教育庁（事務局）出席者
教育次長 石 川 政 昭
総務課長 元 野 隆 史
義務教育課長 和 田 渉
高校教育課長 渡 辺 勉
特別支援教育課長 佐々木 孝 紀
義務教育課指導主事 畠 山 公 次
特別支援教育課指導主事 藤 井 奈緒子
保健体育課主任指導主事 佐々木 敏 昭
生涯学習課社会教育主事 渡 辺 智 一
高校教育課主幹（兼）班長 能 美 佳 央
高校教育課主任指導主事 伊 藤 淳
高校教育課指導主事 小 松 隆 行

7 次 第

- (1) 報告（「令和２年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について）
- (2) 協議
・いじめへの対応に係る関係機関との連携の在り方について
- (3) その他

【司会】

ただいまから、令和３年度秋田県いじめ問題対策審議会を開会する。はじめに、秋田県教育委員会、教育次長が御挨拶申し上げる。

【事務局】

本日はお忙しい中、御参会いただき、御礼を申し上げます。また、日頃から色々な点で御協力をいただいていることについても重ねて感謝申し上げます。一言挨拶をさせていただきます。

本審議会は、平成２８年施行の秋田県いじめ防止対策推進条例第２３条に基づいて設置されている。この県条例は、すべての児童生徒が健やかに成長することができる環境を社会全体で作り上げることを目指しており、そのために、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の相互の連携のもとで、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するという目的の条例である。その中で、本審議会の位置付けとしては、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために審議を行い、色々と御意見を伺う趣旨となっている。

さて、後ほど各課の担当からも説明があるが、国が実施している令和２年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の国・公・私立の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和２年度で４，２０６件となっている。前年度から２１７件減少している。色々な背景が考えられるが、一般的に言われているのは、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもたちが直接対面してやりとりする機会が減少している部分も背景にあるのではないかと。併せて、そういったコロナに対する誹謗中傷を軸に、子どもの人権的な指導を今までよりも丁寧に指導してきている部分が影響しているのではないかとという分析がされている。

さて、それでは学校の現状であるが、いじめの定義に対する理解は非常に進んできていると思っている。教員も以前に比べれば、些細なからかいのようなものも丁寧に観察して、いじめに当たるかどうかの判断をするようになってきている。また、早期発見・早期対応、そして一人で抱え込まずに発見した場合は組織的に対応することも非常に重要であることも、教員は認識してきていると思っている。その他、未然防止のためにアンケートを実施したり、児童生徒の教育相談をこまめに行うなどの体制も以前に比べると充実した動きになっている。だが、教員というのは教育の専門家ではあるが、いじめに対応するための専門家であるとは必ずしも言えないのではないかとと思っている。

そこで、今日はいじめの対応について、関係機関との連携を協議題としている。いじめのどの段階で、どの機関と、どのような連携が必要なのか、あるいは、学校だけでは解決できないようなケースも色々見られるようになってきているが、そうした場合にどういった視点での連携をしていけばよいか、いじめの対応についての連携を軸にして、今日は皆様から専門的な、それぞれの御意見を伺うことができると考えているので、忌憚のない御意見をよろしくお願いしたい。

【司会】

次に、委員の皆様を御紹介する。（委員紹介）

【司会】

次に、教育庁関係者を御紹介する。（教育庁出席者紹介）

【司会】

それでは、次第に沿って会議を進めていく。条例第２６条第２項の規定に基づき、ここからの議事進行は、議長にお願いする。

【議長】

平成２５年にいじめ防止対策推進法が成立・施行されて８年余りが経過した。昨今、新型コロナウイルス感染症の影響のため、児童生徒の間の物理的距離が広がったこともあって、いじめの認知件数は減少しつつあるが、この間においても当地では重大事態が生じており、いじめの問題は依然として憂慮すべき状況にあると言える。長引くコロナ禍の状況において、子どもたちの不安や悩み、ストレスも大きくなっていると思われる、いじめの防止や解消を図るため、教育現場において一層充実した取組をする必要があると思われる。

本日は、いじめの対応に係る関係機関との連携の在り方が協議題である。いじめの問題が重大事態化されないようにするためには、また、いじめの解消を図るには、家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むことが必要であると思われるが、本日の審議会において、具体的にどこどこがどういった形で連携を図っていかなければいけないのか、効率的な連携を図るためにはどうしなければいけないのか、協議していきたい。

それでは次第の一つ目、本県のいじめ等の状況について事務局から報告をお願いします。

【司会】

それでは、本県のいじめ等の状況について、各課から報告する。はじめに三課を通して報告し、その後で質疑応答を行う。

【議長】

では、義務教育課から報告をお願いします。

【事務局】

義務教育課からは、小・中学校に関する部分について説明する。

本県の国公立小・中学校におけるいじめの認知件数については、小学校が3,282件、中学校が691件、計3,973件である。前回の調査と比較し、小学校は145件の減少、中学校は53件の減少で、計198件の減少となった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活環境が変化し、児童生徒の物理的な距離が広がったこと、日常の授業におけるグループ活動や学校行事、部活動など、様々な活動が制限され、子どもたちが直接対面してやり取りする機会が減少したこと、そして、児童生徒に目を配り、指導・支援したことなどにより、いじめの認知件数が減少したと考えている。しかしながら、生活環境や行動様式が大きく変化し、発見できていないいじめがある可能性を考慮し、引き続き、いじめの早期発見、積極的な認知、早期対応に取り組むよう、学校に指導していきたいと考えている。

本県の千人当たりのいじめの認知件数は48.6件で、前回の調査と比較して、1.0件の減少であり、全体では、認知件数の少ない方から数えて全国で30番目である。大切なことは、認知件数の増減を注視するよりも、認知したいじめに対して、重大事態に至る前に、組織的に即時対応することだと考えている。今後も、学校がいじめ防止対策推進法に沿って、いじめ問題に対して適切に対応できるよう指導していきたいと考えている。なお、いじめの態様については、小・中学校ともに、冷やかしのからかいが約半数を占めている。

2つ目の暴力行為の発生件数については、小学校が216件、中学校が57件、合計273件であり、前回の調査と比較し、96件減少している。

千人当たりの発生件数は3.5件で、全国で少ない方から数えて14番目である。発生件数が減少しているが、いじめの認知と同様、今後も学校が丁寧に子どもたちの様子を捉えていくことが重要であると認識している。暴力行為の形態については、「対教師暴力」が、小学校34件、中学校0件。「生徒間暴力」が、小学校143件、中学校49件。「器物損壊」が、小学校39件、中学校7件となっている。校種別では、小学校で59件の減少、中学校で37件の減少となっている。

暴力行為の内容として、自分の感情を抑えることができずに友人や先生に対して暴力行為がエスカレートしているケースや、同じ児童生徒が暴力行為を繰り返しているケースが報告されている。暴力行為はいじめと密接に関わっていることから、今後も早期に状況を把握し、適切に対応していくことが大切だと考えている。

今後においても、日常の観察や教育相談等により、実態をきめ細かに把握し、適切な指導・支援に努めることなどにより、不登校や問題行動の未然防止、即時対応の充実を図るとともに、危機管理体制の整備など、各市町村教育委員会を通じて学校に引き続き働き掛けていきたい。報告は以上である。

【議長】

続いて、高校教育課から報告をお願いします。

【事務局】

高等学校におけるいじめや暴力行為の状況について説明する。

最初に、本県のいじめの状況についてであるが、高等学校における令和2年度はいじめの認知件数は、公立・私立、全日制・定時制・通信制を合わせて217件であり、前年度と比較して22件の減少となっている。認知件数が減少した要因としては、いじめは許されないものであるという認識が浸透してきているのではないかと考えているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活や環境の変化により、生徒同士の直接的な接触の機会が減っていることの影響があるものと考えている。

高校教育課では、年度初めに県立高校・中学校の全職員に対して、生徒や保護者からいじめ相談があった際の学校における組織的かつ実効的な対応と、高校教育課への報告の徹底をお願いしている。各校において、生徒や保護者からいじめの相談があった際には、教職員は直ちに管理職に報告し、事実確認を待つことなく、高校教育課に速やかに電話と文書で第一報を報告する体制をとっている。ま

た、高校教育課に報告があった事案については、複数の担当で情報の共有を図り、学校の対応等について検討するとともに、必要に応じて指導・支援に当たり、迅速かつ組織的な初期対応に努めている。このほかに、毎年7月に全県の県立高校を対象にいじめに関するアンケート調査を実施していじめの実態を把握し、早期発見、解決に向けた取組を推進している。さらに、毎年11月には、いじめの認知件数等に関する調査を実施し、各校におけるいじめの認知及びその後の解消の状況を把握し、いじめの解消に向けた取組を推進している。

各高校においては、いじめの早期発見に向けた取組として、定期的なアンケートの実施や、クラス担任による面談、職員会議や打ち合わせ等での生徒の情報の共有など、積極的にいじめを認知する取組を行っている。また、いじめの解決に向けた取組として、日常的な生徒観察や生徒・保護者等の訴えから直ちに校内いじめ対策組織を立ち上げ、情報の共有を図るとともに、その後の対応について組織的に取り組んでいる。高校教育課としては、今後も、一部の教職員が抱え込むことなく、校内いじめ対策組織が中心となり、迅速かつ組織的で、生徒・保護者に寄り添った対応を一層推進してまいりたいと考えている。

次に、本県の暴力行為の状況についてであるが、高等学校における令和2年の暴力行為の発生件数は、公立・私立、全日制・定時制・通信制を合わせて22件で、前年度の調査と比較し、12件の減少となっている。暴力行為の形態については、「生徒間暴力」が12件と最も多く、次いで、「器物損壊」が8件となっている。人間関係のこじれから暴力を振るう事故が多く、他者の人権を尊重し思いやりの心を育む指導をさらに充実させる必要があると感じている。今後も、校内における教育相談体制の充実や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な活用、外部機関との連携等と呼びかけ、生徒が不安や悩みを解消し、安心して学校生活を送ることができるよう、指導・支援の充実を図ってまいりたいと考えている。高校教育課からの報告は以上である。

【議長】

続いて、特別支援教育課から報告をお願いします。

【事務局】

本県の特別支援学校のいじめ問題の概況について説明する。

本県の国公立特別支援学校におけるいじめの認知件数は16件であり、前回の調査と比較し、3件の増加となった。増加の要因については、各校が個別面談やいじめに関する調査のほか、普段からの児童生徒の様子を丁寧に把握することに努め、児童生徒から直接訴えないものについても、いじめと認知して対応している結果と捉えている。いじめの態様については、「冷やかしかからかい、嫌なことを言われた」「パソコンや携帯電話を通して誹謗中傷や嫌なことをされる」「軽くぶつかられた」「ものを隠された」といった内容である。いずれのケースについても、被害児童生徒への対応、加害児童生徒や学年・学部全体への指導など即時に対応し、現在はいじめは解消している。

特別支援学校の場合、自分から被害等を訴えることが難しい児童生徒もいるため、周囲が状況把握を一層丁寧に行い、早期発見・早期対応を行うことが重要と考えている。昨年度の16件の事案の中には、SNS等に掲載された被害生徒の画像を見たほかの生徒が担任に相談して発見に至ったケースや、いじめの定義を確認した集会後のアンケートでいじめに当たる行為をしてしまったと自ら報告をし、認知に至ったケースも含まれている。

いじめの有無にかかわらず、普段からいじめに対するアンテナを高く張るよう、児童生徒、職員に働き掛けるとともに、事案が発生した場合には、全職員で情報を共有し、組織的な対応に努めるよう指導をしている。また、児童生徒会活動や行事等、児童生徒が主体的に参加し活躍する場を設けることで、互いにそのよさを認め合い、いじめが起きにくい学校づくりとなるように指導していきたいと考えている。

なお、特別支援学校については、暴力行為は調査の対象とはなっていない。報告は以上である。

【議長】

ただいまの報告について、御質問、御意見等はないか。

【委員】

メディア等では、いじめの認知件数は減っているものの、実際のインターネット、SNS等でのいじめはむしろ増加しているのではないかなという報道がある。先ほどの特別支援教育課からの報告では、ネット上での事例もこの認知件数の中に含まれているという話もあったが、SNS等での誹謗中傷などは学校の先生ではなかなか認知できないケースもあると思うが、そういうものがどのくらい織り込まれているか、もしくは織り込まれていないのか、その辺りの状況を教えていただきたい。

【事務局】

小・中学校に関しては、SNSを利用したいじめはある程度聞いており、私たちも非常に危機感をもっている。ただ、件数としては、何件とはっきりと申し上げることはできないが、調査の中に反映されている。

【委員】

分かる範囲内で認知されたものは入っているということだが、なかなか教師の方では発見できないものも多数あると思う。先ほどからCOVID-19の話が出ているが、それがゆえに物理的な接触が減って、むしろSNSを通したやりとりは増加している可能性もある。調査の結果として出てきた解釈も今報告いただいたわけだが、今後の調査でそういう方面のいじめについてもセンサーを働かせキャッチできれば、より実態を把握できると思う。

【議長】

SNSの問題ということに関しては、実際にいじめをなかなか把握できないという状況があって、この認知件数はかなり暗数があると思われる。認知件数が前年度から減少したからといっても、逆にそういったいじめが増えているという可能性もあるので、決して楽観視されないようにしていただければと思う。

【委員】

義務教育課、高校教育課ともに、千人当たりのいじめの認知件数等で、全国と秋田県を比較した場合に、秋田県は平均よりも若干多いという形になっている。今のコロナの状況が全体の認知件数の減少に影響しているということであるが、コロナの影響に関しては全国的にある程度共有ができているとすれば、それ以外で秋田県が平均値をさらに上回っていることについて何か掴んでいる状況はあるか。例えば義務教育課にこういった特色があるとか、高校教育課ではこういう特徴があるとか、そうした平均値をさらに上回るような独自の理由があるのかどうか伺いたい。もしあれば結構だが。

【事務局】

秋田県独自というと非常に難しいところではあるが、やはり全国の流れや傾向とほぼ一致しているのではないかと捉えている。

【事務局】

高校についても同様で、教職員、保護者、生徒がいじめに対してしっかりと話をすれば、解決に向けて動いてくれるということの表れで、件数は上がっているのではないかと捉えている。そういったことが早期解決や根本的な解決につながっていくと考えており、全国よりも千人当たりの数が多いことは、いじめが認知されやすくなっているという意味では、よい方向に向かっているのではないかと思う。

【委員】

丁寧な対応の結果だと捉えてよいか。

【事務局】

はい。

【議長】

全国的に見ても、令和元年から令和2年度にかけて認知件数は減っているという統計が出ているかと思う。ちなみに今回の統計では、重大事態の件数については、秋田県は数も少ないということもあって、特に挙げられてはいないが、全国的に見て重大事態の件数はどのような状況にあるか、もし分かれば報告をお願いしたい。

【事務局】

問題行動等調査において重大事態についての調査は行っているが、文部科学省では重大事態についての個別的な件数の公表はされていない。

【議長】

私が事前に把握していたところによると、重大事態については、いじめ防止対策推進法が制定された後、平成27年から令和元年度にかけて増加傾向にあったが、令和元年から令和2年にかけては件数が減っているという報告が文部科学省からされている。昨年、重大事態について検証したが、いじめ防止対策推進法が制定された後、平成27年度から令和元年度にかけて重大事態が増加している傾向にあることについて、なぜ増加しているのかということの検証はしっかりしなければいけないのではないと思う。これは全国的にということであるが、全国的な流れというのは当地にも当てはまると思われるので、その辺りをしっかり検討していただければと思う。

先ほど、高校教育課からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの話が出たが、現時点の設置状況について報告をお願いしたい。

【事務局】

義務教育課管轄だが、スクールカウンセラーの配置に関しては、小学校については広域カウンセラーという形で派遣型にしている。中学校についてはすべての中学校に配置している。中学校のスクールカウンセラーの人数については、配置は38名となっている。広域カウンセラーについては、北教育事務所には9名、中央教育事務所には26名、南教育事務所には13名となっている。

スクールソーシャルワーカーの配置状況に関しては、県内に10名いる。内訳については、秋田明徳館高校に2名、総合教育センターに2名、北教育事務所には2名、中央教育事務所には2名、南教育事務所に2名の配置となっている。

【委員】

ちなみに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学生数当たりの配置数は全国と比べていかがなものか。

【事務局】

その統計はない。

【委員】

少ないような印象があるが、どうか。

【事務局】

印象としても少ないのかなとは思う。基本的には各校に1人が理想と思うが、実際には、学校の規模にもよるが、掛け持ちしているという状況であり、そういう意味では少ないと言えると捉えている。

【委員】

今日のアジェンダの連携の話と関係することだと思うが、病院に相談に来られた生徒さんの中には、ソーシャルワーカーの方と話をしたいと思っても実際にほとんど会う機会がなかったというケースが散見される。公認心理師が秋田県では数が少ないという事実等がある、なかなか人員確保が難しいと思うが、いじめによってメンタルヘルスの問題を抱えたり、適応できない子どもたちへの対応を考えた時に、公認心理師はゲートキーパーとしては大事な方々なのかなと思うので、質問した。

【議長】

本来であれば、スクールカウンセラー等が各校1人ずつ行き渡るのが望ましいが、結局行き渡っていないというのは、予算の問題か、それとも人材を確保できないのか、どちらか。

【事務局】

その両方である。スクールカウンセラーの登録者数は43名であるが、学校現場のニーズが非常に高まっており、本来ならば人員を増やしたいところだが、なかなか増えない。学校現場からの要望に応えるために、時間数の増加に努めていくというのが現状である。

それから、スクールソーシャルワーカーについては、初期の頃はあまり認知が進んでいなかったが、現在、ほとんどの学校でスクールソーシャルワーカーの役割が分かってきて、それに伴って、相談、訪問の回数が増えている。こちらについても、有資格者も必要なので、例えば社会福祉士などの人員の確保に努めているところである。

【議長】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがそれぞれどういった役割を果たしているのか説明をお願いしたい。

【事務局】

スクールカウンセラーの主な業務は、子どもたちと保護者からの相談への対応である。予防的な措置としては、学校の学級の中に入って観察をするなどの役割を担っている。それから、スクールソーシャルワーカーについては、なかなか学校の中だけでは解決できない、例えば、経済的な状況や家庭の問題などの様々な問題に関して、学校、家庭、そして例えば児童相談所などの様々な関係機関を結ぶ役割を果たしている。

【議長】

そうすると、いじめの問題が発生した場合には、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの双方につないでいくことをやっているのか。

【事務局】

学校長の判断によるが、ケース・バイ・ケースで判断していると思われる。

【委員】

「公立小・中学校における暴力行為の形態」を見ると、小学校の暴力行為が多いが、これについて学年の違いはあるか。その辺の統計があれば非常に興味深い。

【事務局】

それについては、学年別のデータは持ち合わせていない。

【委員】

学年別はないということは、そこには大きな差がないということか。

【事務局】

詳細な分析をしてみなければ分からないが、学年ごとのデータは持ち合わせていない。

【委員】

実は、最近になって色々ところで言われ始めているのが、いじめの発生件数の低年齢化である。よく言われているのは、小学校2年生ぐらいが多いということであり、私が関わっている市町村では、綺麗にその傾向が現れつつある。以前は中学校1年生が一番多かったが、明らかに変わってきている。「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「器物損壊」は、直接いじめとは関係しないのかもしれないが、何らかの形でその関連を考えていくに当たって、学年ごとの違いは今後大事になると思う。おそらく秋田県でも徐々に低年齢化してきているのではないかと私は考えているので、今後そういったデータがあれば非常にありがたい。

【事務局】

統計はとっていないが、事務所訪問等をする中で耳に入ってくるのが、委員の御指摘の通り、低年齢化であり、やはり小学校低学年に多いという傾向があると感じている。

【議長】

暴力行為ということで件数を挙げているが、これらを認識した場合に、例えば警察や児童相談所につなげているのか、それとも全部はつなげずに、裁量によりつなげていないものもあるのか、その辺りの実情はどうなっているか。

【事務局】

ケース・バイ・ケースである。小学校の低学年が増えてきているため、警察まではいかないと思われる。ひどい例だと、児童相談所ということがあるかもしれないが、同じ子どもが同じことを繰り返すケースが多いと聞いているので、現在は、学校の組織体制の中で対応しているのが実情である。

【議長】

低年齢化が進んでいるということだが、激しい暴力を振るっているというわけでもないような気がするが、実際はどういう感じか。

【事務局】

承認欲求があった際に、本来であれば言葉で伝えられれば一番よいのだが、なかなかそれを表現することが難しい場合にどういった形に表すかという、例えば、担任の先生を叩いて自分に注目して欲しいという形で暴力行為になることがあると捉えていると聞いている。

【議長】

ほかに質問がないようなので、協議に入りたい。あらかじめ事務局から協議題が出されているので、事務局から協議題の設定理由の説明をお願いしたい。

【事務局】

協議題は「いじめへの対応に係る関係機関との連携の在り方について」である。

県教育委員会では、様々な機会を捉えていじめ防止等の取組を推進してきた。学校現場においては、いじめの定義への理解が進み、いじめを積極的に認知しようとする意識が高まってきており、いじめの早期発見・早期解決に努めている。

しかし、いじめを巡っては、学校だけでは対応しきれない問題も増えているように思われる。いじめには、人間関係、生活環境や生育歴など、多様な要因が絡み合っていることがあり、学校だけでは解決が容易ではないものもある。また、ネットいじめのように社会の変化に伴って増加し深刻化しているものもある。そうした問題に対して適切に対応し、いじめの解消を図るには、児童福祉、人権擁護、警察、医療等の関係機関との連携がより重要であると考えます。

本日は、いじめへの対応に係る関係機関との連携の在り方について、本審議会から御提言を賜りたく、本日の協議題として設定させていただいた。

【議長】

では協議していききたいが、まず、協議題について委員の先生から御質問等はないか。

【委員】

医療機関や福祉関係機関など、そういう基本スキームがあると思うが、そういうものが提示されていないとフリートークになると思うが。

【議長】

まず、皆様方が思っている、こういう形で連携を図れるのではないかとということを順番に話していただければと思う。

【委員】

一つは医療関係、もう一つは警察、この二つについてはディスカッションが必要なのかなと思う。医療関係というのは、いじめる側も、時にはいじめられる側も、正常心理だけでは説明できない疾病と呼んでよいような精神状態のために、うまく適応できない、もしくは自分の衝動性を抑えきれないなど医療的な介入が必要なケースもあるということが言われているので、そのようなケースをどうやって学校の教師側が把握をして、医療機関への相談の要否について検討できる程度のスキルトレーニングも必要なのかなと思う。これまでも行われてきているのだと思うが、それを実際に行うとなると躊躇することもあるだろうし、継続的な研修等が必要なのかなと思う。

これは警察等への相談にも言えることで、例えば、病院で患者により時には職員が暴力を受けることがあっても、警察へ相談するには心理的なハードルがあるため、堪えてしまうことがある。先ほど警察へ届けるような事例が少ないという話があったが、相談をする心理的なハードルが存在する可能性についても考えておく必要がある。必要な際にはきちんと警察との連携をとる、もしくは医療機関と連携をとるといふ、その辺りのガイドラインを整備していかないといけないのかなと思う。

【議長】

仮にいじめがあったと思われた場合に、医療現場から外部の機関につないでいるようなことは何かあるか。

【委員】

先ほどの例で申し上げたのは、病院において、患者から過度の攻撃を受けた時に外部の警察等に相談に行けるかということ、かなり躊躇してしまい、そのことが結果的に問題をより大きくしてしまうとか、被害を受けた職員のサポートができないようなことも起こる。学校のいじめの問題の例示としてはあまり適切ではないが、学校もまた外部機関への相談に対する心理的なハードルが結構高い職域ではないかと思うので、話をさせていただいた。

大学病院の職員の場合には、公務員に準じるということで、暴力行為があった時には、届け出の責務があるということで、決して内々で済ませずに届け出るよう弁護士から言われており、同じことがそのまま教育現場に通じるかどうか分からないが、必要な事例もあるのかなと思う。

【議長】

今、届け出という話が出たが、具体的にはどこに届けるのか、警察でよいのか、警察以外に届ける先はないのか、その辺りも医療関係者に周知する必要があると思われる。

【委員】

連携を考える際に、スクールカウンセラーは学校の中で連携する一番身近な当事者であると思っている。

ところが、秋田県内の、特に中学校で、その連携が正直なところうまくいっていないと思う。何がうまくいっていないのかというと、例えば色々な報告文書や色々なケースの中で、「スクールカウンセラーを活用する、あるいは、した」で終わっている。つまり、その中で何が行われて、どういう形でスクールカウンセラーと連携をとりながら学校の先生が指示を出し、さらにそのスクールカウンセラーとどのように協議をしながらこのケースが動いていったのかということが全く分からない。ほとんどの場合でそれが起きている。ということは、先生方がスクールカウンセラーをどう使ってよいかを分かっていない。多くのスクールカウンセラーは、話を聞かれる存在だったということだが、それは連携ではない。ただ話を聞いて、「この子はどんな子ですか」、「こういう子ですよ」という中で、色々な間違いが生じている時がある。常に一緒に動くという感覚が必要だと思う。それをどうやって作っていくのかということが、スクールカウンセラーをしている当事者としての課題でもある。是非ともその辺のところを考えていただければと思う。非常にブラックボックス化しやすい。他県から秋田県に来てスクールカウンセラーをやっている人の多くが、「学校から何を求められるのか分からない」と言っている。例えば、面接をしてくれと言われるが、学校の先生が何を求めているのか、それが分からない。そういうことがよく起きている。

いじめにおいてもスクールカウンセラーが入らないということも結構ある。だからこそ、一番身近なスクールカウンセラーから、もっと上手な活用や連携の在り方を考えていくべきだということが私の提案である。

【議長】

いじめ連絡協議会では色々な関係機関の方が出席して、活動報告などがされているが、弁護士会や医療機関などの関係機関にどういった活動をしてもらいたいのか、教育機関、特に教育委員会から示してもらわないと、外部の機関の方も分からないので、その辺りを徹底する必要がある。スクールカウンセラーの場合には、もともと子どもたちの相談をすることが本来の役割であって、それをうまく機能させるためには、どういった形で活動してもらいたいかをしっかりスクールカウンセラーにも提示する必要があると思う。

【委員】

私はどのような機関にどのような話をするかということも当然大事だと思うが、生徒一人一人が、もし、いじめあるいは自分が窮地に陥った時に、どのように対応するのかという、いわゆる一人一人が様々な面で自らそれをはねのけていくような心の在り方、メンタルについて、最近感じていることがあるので、その観点を少しお話ししたいと思う。若干本筋から離れるかもしれないが、今、大学生を見て感じるのは、少し表現は悪いが、一人一人が精神的に非常に脆弱化しているということである。あるいは逆に、過度に他者を攻撃してしまうなどバランスの悪い状況にある学生が結構多い。なぜそういう状況が起きているのかと、色々面接をしてみると、自己肯定感や自己有用感が若干欠けていると感じられた。結局、大学に来られなくなったり、あるいは、学校を辞してしまったりというような傾向があって、他の大学からもそのような話が結構聞こえてきている。いつ頃そういった状況が生まれているのかと考えてみると、例えば小学校に行くと、低学年の子どもは非常に元気で、色々な形で積極的に発言するが、高学年から中学校、高校に行くに従って、ぱたりとその様々な自己発言、あ

るいは、他の仲間に対する様々な意見というものがどんどん少なくなる。大学でそれが色々な形で現象化してきているような気がする。

いじめの世界的な調査を見ると、日本は、いじめの状況を見た時にそれを傍観してしまう傾向がある。小学校の低学年の場合は少なく、むしろ仲裁をする子どもたちが多いが、小学校の高学年、中学校、高校とだんだん学年を重ねるごとに傍観者の数が増えていく。ヨーロッパでは、中学校辺りから仲裁者の数が横ばいから若干増えていく傾向があって、そういった仲間や社会の中における自分の位置付けが、日本の中では育ちきれていないのかなと思われる。先ほどの話の面談で感じたことは、失敗を恐れる、あるいは失敗の経験値が非常に少ないがゆえに、自分の身の置きどころに窮するという傾向があって、これはどちらかというと日本全体の問題かもしれないが、そういった面で、小学校、中学校、高等学校を通して、失敗の中から、自分のいわゆる存在感や他者の存在を見いだしていくようなプログラムあるいは働き掛けをもっと継続的に行った方がよいのかなと思う。今、教育界では、アクティブラーニングということが言われているが、結局アクティブラーニングとは何かというと、経験の中で失敗を重ねながら、それを次の成功の糧にしていく経験値の積み重ねを求めているのではないかと、そんな気すら最近はある。その意味でいえば、学校関係者や教育委員会の中における、そういう心を育てるといいうつながりは関連性としては大事なのかなと思う。そういったことを最近の大学生を見ながら感じている。

関連機関との連携の中で、秋田県でも色々と積極的な取組をしているとは思いますが、具体的にどういふものが非常に効果があるのかという観点をもう少し見える形で関連性をもたせていくことが、この少子化の日本の中では非常に大事な視点になりつつあるという気がする。

【議長】

連携ということに関して私からも意見を述べたいと思う。連携を図るということだが、いじめの態様やいじめの状況によって連携に関わる対応は異なると考えられる。いじめの問題は教育的な解決がなされることが望ましいと思われるが、決して学校のみで解決することに固執してはならないと思う。いじめを行った児童生徒の人権に配慮する必要があるが、いじめが一定の限度を超えた場合には、警察などの関係機関に協力を求めて、厳しい対応策をとることも必要だと思う。特に、重大な暴行や恐喝など、明らかに犯罪行為だと思われる場合には、警察との積極的な連携が必要である。被害生徒に対しては、状況に応じた支援が必要だと思うが、先ほどから話に出ているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつないで対処していくことが必要であると思う。

法律相談を受ける過程において、いじめを認識した場合にどのように対応すればよいのか、個々の弁護士には周知されていないのではないかなと思われる。弁護士の方で法的な手続によって解決するのが適当と判断した場合には、法的手続をとることもあるが、それほど事件が深刻な状況になっておらず、教育的な解決を図ることが望ましいと判断した場合にはどのような対応をしたらよいのか、しっかり理解していないところもあるように思う。いじめを周囲の者が認識した場合、どこにつないであげればよいのか。学校が誠実に対応してくれないとの理由で相談に来ているので、そうした場合には教育委員会等につなぐことが適当であると思うが、そういった体制がまだ構築されていないように思われるので、その体制づくりが必要になってくると思われる。

いじめの問題が重大事態化する要因の一つとしては、学校のいじめに対する対応が不十分だということが指摘できる。学校としては対応が十分だと考えていたとしても、保護者が不十分だと考えて、学校と保護者の考え方が異なることがいじめの問題を重大事態化させることもある。学校と保護者との間に考え方の食い違いが生じた場合には、これを調整することが必要である。具体的な施策として例えば、スクールロイヤー制度を導入して、弁護士に間に入ってもらうことも検討してよいと思う。

ほかには、いじめの問題が発生した場合に、学校がしっかり教育委員会に報告して、教育委員会から適切な指導、助言、支援を受けることが必要であると思うが、それ以前に、学校と家庭が連携を図ることも必要であると考え。学校と家庭の連携においては、学校と保護者との間の信頼関係を構築することが必要であって、そのためには例えば、学校のいじめの対処指針や指導計画などを保護者に示して、いじめ対応について保護者の理解・協力を得ることが必要であると考え。また、実際にいじめが発生した場合には、個人情報の取り扱いに気を付ける必要があるが、当該いじめについて保護者に情報提供することも必要である。

今述べてきたことについて、委員の先生から意見があれば、指摘していただきたい。

【委員】

先生がおっしゃった、学校と保護者との連携でいじめへの対応の協力を得るという際の、その保護者というのはどの保護者のことか。

【議長】

ここでいう保護者は、実際にいじめを受けた側の保護者ではなく、一般的に、その学校の児童生徒の保護者のことであり、いじめが起きた場合にはこういった指針で対応しますという説明をして、事前に保護者から納得を得るということである。

【委員】

いじめを受けた当事者の保護者ではないということで、了解した。

【議長】

実際に事件が起きてからというよりは、その前段階で保護者に、こういった姿勢でいじめに対応すると伝えることが必要だと思う。

【委員】

いじめに関する認識が学校側と被害生徒の親御さんで食い違いが生じるのは常に起こることだと思うが、それがあつ、ない、の押し問答で、半年一年経ってしまうこともあるので、先ほど議長がおっしゃつたその調整役として第三者を入れて、早くその状況の整理をして先に進める役割の方もしくはシステムが必要だと思う。今はその時々アドホックで何か進んでいるという面もあるので、きちつとしたフローを作つてあげる必要があるのかなと思う。

【議長】

どういつたことで重大事態化するかといつたら、その初期対応がまづかつたことを指摘できるが、保護者からの「こついつた形でやつてください」、「こついつた形で解決してください」との要望に対して学校が応えずに、それで重大問題に発展することも多いと思つている。学校はいじめに対してこついつうふうにかつているのだこついつうことを事前に示しておく必要があるし、それ自体が結局、いじめの防止にもつながつると思つている。

【議長】

連携といつうと、学校で手に負えない場合にその他の機関に連携することを考えがちではあるが、本来は教育的な解決がなされるべきだと思う。いじめが重大問題化するのは、先ほど話したように、保護者が納得しないケースが非常に多くなつている。事件が発生してから保護者に説明するのではなく、普段から学校と保護者の間で信頼関係を構築しておいて、いじめへの対応についてしっかりと述べておけば、いじめの問題が重大事態化するのを防げるのではないかと思われるので、こついつた形で連携も必要だと思う。

【委員】

何か事がこついつてからでないと関心をもたない方もいらつしゃつて、こついつう場でこついつういじめの問題について保護者と共通の認識をもつかこついつうことについては、学校が色々知恵を働かせるところだろう。

【議長】

例えば、普段から保護者と学校との間でいじめについての意見交換会を開催するなど、いじめの問題をこついつ緒に考える機会をもつてもよいのではないか。いじめ防止対策推進法では、家庭にもいじめ防止に努める責務が課されているので、家庭の側もいじめ防止のために積極的に取り組んでいかなければならないことをもう少し打ち出す必要があると思う。

ちなみに、リーフレットを配つて相談窓口の連絡先を保護者等に伝えているこついつう話は聞いているのだが、それ以外に何か連携こついつうことで、教育委員会で行つておるものはあるか。

【事務局】

学校の中でいじめが発生した時には、学校の中で何とかしようこついつう意識が働く。そのほかに、広く情報を収集するこついつう点で、例えば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門的な知見をお借りして、何とか学校の中で対応したいこついつうところは正直あるこついつう思う。だが、先ほど議長から、まづは保護者との連携など身近なところの連携のために、あらかじめ学校としての方針をしっかりと示しておくこついつうことが必要だこついつう話があつたので、実際にいじめが起きた時にどのように事を運んでいけばよいのかこついつう部分について、学校はもっと整理したりアナウンスしたりしていく部分が必要だこついつう思う。どうしても重大事態になつてからどう連携するかこついつうところに意識があつたの

で、こういったテーマになったが、まずは身近にできる部分での連携、そこで何ができるのかといった部分は、教育委員会としてもっと考えていく必要があると思ったところである。

【議長】

保護者に理解を求める意味は、いじめの未然防止を図ることもあるが、実際にいじめが発生した場合に、考え方の食い違いを防ぐためである。いじめに対する考え方について、保護者と学校に共通認識をもたせることが必要だと思うが、そのために、事前に保護者と学校との間で意見交換や、いじめ問題について話し合ってみることが必要であると思う。

【事務局】

高校におけるいじめ防止の取組の事例についてだが、生徒会長が全校生徒に向けていじめ根絶宣言を行う、いじめ撲滅キャンペーンを張ってそのためのスローガンを全校生徒が考えてコーナーに掲示する、風紀委員が先頭に立って生徒の行動規範を確認するといったことや、いじめ防止のポスターの作成、いじめ防止標語コンテスト、いじめ防止の劇の自作など、各校でいじめ防止の意識が高まるような様々な取組をしていると認識している。

【事務局】

義務教育課からだが、先ほど委員から、スクールカウンセラーと学校、特に中学校の教員との連携について話があったが、スクールカウンセラーと学校の教員との連携は大事だと捉えている。実際に、来年度に向けて小学校での派遣依頼が増えてきているが、小学校の教員とスクールカウンセラーとの交流を目的とした研修を計画している。ケース会議など、スクールカウンセラーと教員とで、チーム学校という意識で一緒に研修する機会を考えている。そこで互いに色々な意見を交わして、あるべき姿の連携にもっていききたい。

【委員】

今話されたことはとても大事なことだと思う。基本的に、おそらく中学校の先生方の多くはスクールカウンセラーの活用方法を知らない。だから、ここをどのように作っていくかということはある必要がある。以前、先生方にスクールカウンセラーに何をして欲しいのかというアンケートを4月当初に行い、その中でスクールカウンセラーはこんなことができるということを示しながら、学校の中のニーズを測っていくことを私はよくしていた。そういった、お互いにやるということがとても大事になると思う。

これは私からの異論であるが、先ほどの高校での実施内容については、少し気になることがある。というのは、「いじめ撲滅」はよくないということである。なぜならば、「いじめ撲滅」ということを学校のルールとした場合、本当にいじめられている子どもが何も言えなくなる。

多くの子どもは、自分が最初に攻撃や被害的なことを受けた時に、自分のせいになってしまう。大学の教育相談の授業の中で毎年いじめのことを聞くと、百何人の学生の中から何十人もいじめられたという話が出てくる。ところが、その本人が書いたそのいじめの語りでは、全部、いじめの定義変更をしている。つまり、「僕はいじめられていました」、「私はいじめられていました」と言う学生は1人もいない。何をされたかという、「いじめとは言わないけれど、何となく周囲からはぶかれていた経験はあります」、「自分がよくなかったから、そんなことになってしまいました」というような話がほとんどである。このように、皆いじめの定義変更をする。いじめられているという感覚は、当事者にしてみればものすごく受け容れがたいことである。それは自分が弱者であるということもそうであるし、学校というのは仲良くすることを是とした集団であり、仲良くということをどんどん強めれば、必ずそこからはみ出る者がいる。だから、私が関わっている学校や市町村の中では、「いじめゼロ」という標語は止めようと言っている。危険である。

これは私の持論だが、いじめと道徳教育は違う。つまり、きちんと道徳的な教育をしたからといって、いじめるという時には意識が違うものである。人間の一番ブラックな部分が出る。だから、優等生がいじめたりもするわけである。その部分を常に考えなければいけない。少なくとも学校全体で「いじめ撲滅」はやりやすく、小学校でもよくやっているが、私はそこから離れた方がよいという気がしている。少し連携の話とは違うが、あえて話させていただいた。御検討いただければと思う。

【議長】

悩みを抱えた児童生徒が相談できる窓口を広げた方がよい。そういう意味でも、外部機関の活用が検討されなければいけないと思われる。

【事務局】

情報提供として、お話しさせていただきたい。

先ほど委員から、SNS上でのいじめの話があったが、生涯学習課では、インターネットの健全利用に向けた家庭教育支援として、ネットパトロール事業と健全利用啓発事業を平成29年度から行っている。そこで、インターネット上の不適切な投稿を監視するということで、民間の事業者と連携して、県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校の児童生徒を対象とした利用行動の把握と不適切な投稿への対応をしている。そして、そこで知り得た情報は、教育庁内の総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課等と連携し、学校や保護者等への情報提供・支援等の対応に当たっている。

また、生涯学習課では、学校家庭地域連携総合推進事業を行っており、その中でコミュニティ・スクールの導入も推進している。このコミュニティ・スクールでは、保護者と教師だけでなく、地域も巻き込んで、学校を核にして児童生徒さんが過ごしやすい状況を作っていこうということで、地域の色々な問題について話し合うような学校も数多く出てきている。

【議長】

今日の協議会のまとめだが、いじめの対応に係る関係機関の活用方法を十分に検討して、よりいじめの解消につながるような形で運用していただきたい。

最後に、その他として、今回の協議題にかかわらず何かあれば、委員から補足して発言していただきたいがどうか。

それでは、これで議事は終了したい。進行を事務局にお返しする。

【司会】

大変貴重な御提言をいただいた。児童生徒、保護者、現場の先生方にとって学校生活がより豊かなものになるよう、いただいた御提言を学校現場に還元してまいりたい。

以上をもって、令和3年度秋田県いじめ問題対策審議会を閉会する。御出席いただいた皆様に感謝申し上げます。